

第4章 委託・民営化実施計画

1 区立施設の管理運営手法の基本的な考え方

- ◆ 民間の知恵と経験を活用したほうが効果的な業務は民間が担うことを基本とします。
- ◆ 今後さらに委託や民営化を進め、サービスの向上を図るとともに行財政運営の効率化に取り組みます。
- ◆ 行政が最終的に責任を持つべき分野では、区民や事業者と協働して行政でなければ担えない役割を果たします。

管理運営手法選択の考え方

管理運営手法は、施設の業務内容に応じて選択することを基本とします。

個々の施設の業務だけでなく区全体の行政サービスのあり方、執行体制、財政負担などを総合的に検討し、最適な手法を選択していきます。

① 直営

法令等に規定がある施設や、随時区の判断や直接的な関与が求められる業務を行う施設は、「直営」または「一部委託」とします。

② 民間委託

直営とすべき施設を除き、区立施設の管理運営は、民間が担うことを基本とします。

管理運営手法は、区の関与度、事業者の創意工夫の余地、併設施設の状況などを勘案し、「業務委託」または「指定管理者制度（公の施設※¹に限る）」から選択します。

※1 「公の施設」とは、地方自治法において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定められている施設で、図書館、美術館、体育館、福祉園などがあります。

区役所庁舎や区民事務所など、行政の事務所は「公の施設」にはあたりません。

③ 民営化

民間委託後、一定期間安定的・継続的に良好な運営が行われ、サービス向上の観点から民間が担うことが望ましい施設については、民営化※²に取り組みます。

※2 区立施設の民営化とは、施設の設置・運営の主体が民間事業者となることです。

必ずしも、施設の土地や建物を民間事業者が所有して、独立採算により運営することを意味するものではありません。

2 施設種別ごとの取組

(1) 子どもと青少年の施設

① 保育園

区立保育園60園のうち、既に24園を業務委託しています。

令和11年度までに毎年2園ずつ業務委託による運営を開始し、計40園を業務委託で運営します。委託にあたっては、保護者への事前説明から事業者選定、準備委託を経て概ね3か年をかけます。

令和5年度までに4園を委託します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【北町第二】 【石神井台】 令和4年度業務委託	準備委託	開始	実施
【氷川台第二】 【東大泉】 令和5年度業務委託	事業者選定	準備委託	開始

【令和6年度以降の保育園の運営業務委託計画】

目標	園名	
令和6年度業務委託	高松	下石神井第三
令和7年度業務委託	旭町	南田中
令和8年度業務委託	貫井	上石神井
令和9年度業務委託	春日町	富士見台こぶし
令和10年度業務委託	豊玉第三	光が丘第十一
令和11年度業務委託	光が丘第九	大泉学園

既に委託している24園については、2回まで委託契約を更新できるものとしています。更新の契約期間満了を迎える園は、再公募して委託を継続するか、民営化するかを検討します。

業務委託後、安定的・継続的に良好な運営が行われ、運営事業者が民営化への意欲を示している場合、民営化の協議を進めます。

当面は、土地・建物を区が所有し、建物が譲渡可能な保育園単独施設の園から民営化を進めます。この場合、施設維持管理における運営事業者の主体性を高め、これまで区立施設で提供してきたサービス水準を維持し、民営化移行時に区が必要とする保育サービスを実施するため、原則土地は無償貸付、建物は無償譲渡とします。

民営化にあたっては、在園児童への配慮として十分な期間を設けるとともに、保護者説明会を開催するなど、丁寧に進めます。このため、民営化公表から移行するまでの期間を5年間とします。ただし、運営事業者が期間の短縮を希望する場合は、民営化公表前に入園し、民営化後も在園する児童の保護者の理解を前提に、前倒しを検討します。

令和4、5年度に更新の契約期間満了を迎える園は、豊玉第二保育園、北町保育園、光が丘第四保育園、平和台保育園、高野台保育園です。

保育園単独施設である高野台保育園は、現在の運営事業者を運営主体として民営化します。民営化の時期については、運営事業者が期間の短縮を希望し、保護者の理解が得られたため、令和7年度とします。民営化に向けてサービス内容を運営事業者と協議します。高野台保育園以外の園は、令和4年度に事業者を再公募します。

令和6年度に更新の契約期間満了を迎える、光が丘第八保育園、向山保育園、石神井町つつじ保育園、東大泉第三保育園は、令和4年度に運営方法を決定します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【高野台】 民営化に向けた協議	運営方法の決定 協議	協議	協議
【光が丘第八】 【向山】 【石神井町つつじ】 【東大泉第三】 運営方法の決定	検討・協議	運営方法の決定	—

事業実施課：こども家庭部 保育計画調整課

② 学童クラブ

区立学童クラブ89クラブのうち、ねりっこ学童クラブを含め、59クラブを業務委託しています。

学童クラブの業務委託と小学校内への設置を進め、小学校施設を活用して、「学童クラブ」と「ひろば事業」のそれぞれの機能と特色を維持しながら事業運営を一体的に行う「ねりっこクラブ」を早期に全小学校で実施することを目指しています。

学童クラブは、令和5年度までに9クラブを業務委託します。

ねりっこクラブは、小学校37校で業務委託により運営しています。令和5年度までに15校で開始します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【学童クラブ】 業務委託の拡大	59クラブ業務委託 (直営30クラブ)	5クラブ	4クラブ
【ねりっこクラブ】 拡大	37校で実施	8校	7校

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課

③ 子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センター5センターのうち、練馬子ども家庭支援センターは直営、練馬子ども家庭支援センター分室および関・貫井・大泉子ども家庭支援センターは業務委託、光が丘子ども家庭支援センターおよび同分室は指定管理者が運営しています。直営の練馬子ども家庭支援センターは主に虐待対応を担い、その他のセンターは主に子育て支援サービスや相談支援を担っています。

児童を取り巻く社会状況の変化を踏まえ、令和4年度から5つのセンターを区の子ども家庭支援センター（以下「子セン」という。）と5か所の地域の子ども家庭支援センター（以下「地域子セン」という。）に再編し、直営で運営する子センが地域子センを統括する体制とします。

あわせて、令和4年度から児童虐待の再発防止等支援事業を新たに地域子センへ業務委託します。業務の実施にあたり、光が丘子ども家庭支援センターおよび同分室の運営方法を指定管理者制度から業務委託へ変更します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
業務委託の拡大 (児童虐待の再発防止等支援事業)	決定	拡大	実施
【地域子ども家庭支援センター光が丘・分室】 運営方法の変更	指定管理者制度の 指定期間満了	業務委託開始	継続

事業実施課：こども家庭部 子ども家庭支援センター

★ 児童相談体制「練馬区モデル」の進化 ～（仮称）都立練馬児童相談所の設置～ ★

虐待通告が急増する中、令和2年7月、練馬子ども家庭支援センター内に区と都が合同で設置した「練馬区虐待対応拠点」では、都児童相談所と子センの専門職員の日常的な情報共有が可能となり、虐待発生時の速やかな合同訪問や一時保護等につなげるとともに、令和3年度から虐待通告の初期対応の振り分けに都区の職員が合同で取り組むなど、大きな成果を上げています。

東京都は、6年度に（仮称）都立練馬児童相談所を、区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置します。都立児童相談所の設置により、都区合同のケース検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問等が随時可能となり、広域的・専門的機能である一時保護や児童養護施設入所などの法的対応もさらに的確・迅速に行われるようになります。都・区の緊密な連携を更に深めていきます。

④ 児童館

児童館17館のうち、4館は指定管理者が運営しています。

小学生の居場所となる、ねりっこクラブの拡大にあわせて、乳幼児と保護者および中高生向け事業の充実を図るなかで機能を再検討し、施設配置の考え方を決定したうえで、運営方法を見直します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
機能および施設配置の考え方の決定	検討	検討	決定

事業実施課：こども家庭部 子育て支援課

⑤ 青少年館

青少年館は、窓口業務を委託しています。

社会状況の変化に伴う区民ニーズや施設の利用状況、児童館との類似機能を考慮しながら、必要な機能を検討し、今後のあり方を定めます。そのうえで、施設管理等の運営方法を決定します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
運営方法の決定	検討	検討	決定

事業実施課：こども家庭部 青少年課

(2) 高齢者福祉施設

① デイサービスセンター

区立デイサービスセンター9施設は、すべて指定管理者が運営しています。

区内では民間のデイサービス事業所が200か所以上存在し、サービス内容も多様化しています。区立施設としての役割や機能および個々の施設形態を踏まえ、今後のあり方を検討し、運営方法を決定します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
運営方法の決定	検討	検討	決定

事業実施課：高齢施策担当部 高齢社会対策課

(3) 障害者福祉施設

① 福祉園

区立福祉園7園のうち、5園は指定管理者が運営しています。

貫井福祉園は、令和3年度に指定管理期間が満了となります。委託後、安定的・継続的に良好な運営が行われているため、現在の指定管理者を運営主体として民営化します。民営化にあたっては、重度障害者の受入れ等これまで区立施設で提供してきたサービス水準を維持し、運営の安定性・継続性を確保するため、土地・建物を無償貸付とします。民営化に向けた準備期間中は、引き続き指定管理者制度を適用し、現在の指定管理者が施設運営を担います。令和7年度の民営化に向けて、サービス内容を指定管理者と協議します。

大泉町福祉園は、令和4年度に指定期間が満了となるため、施設改修の実施時期を踏まえ、運営方法を決定します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【貫井福祉園】 民営化に向けた協議	運営方法の決定 協議	協議	協議
【大泉町福祉園】 運営方法の決定	検討	決定	—

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

② 福祉作業所

区立福祉作業所5所は、すべて指定管理者が運営しています。

大泉福祉作業所、北町福祉作業所、貫井福祉工房は、委託後、安定的・継続的に良好な運営が行われているため、現在の指定管理者を運営主体として民営化します。民営化にあたっては、これまで区立施設で提供してきたサービス水準を維持・向上し、運営の安定性・継続性を確保するため、土地・建物を無償貸付とします。

大泉福祉作業所（大泉つつじ荘を含む。）は、令和4年度に民営化します。民営化後は、利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため、機能を拡充し、生活介護事業を開始します。

北町福祉作業所は、令和6年度に民営化します。民営化後は、利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため、機能を拡充し、生活介護事業を開始します。

貫井福祉工房は、併設している貫井福祉園とともに、令和7年度の民営化に向けて、サービス内容を指定管理者と協議します。

白百合福祉作業所とかたくり福祉作業所は、令和5年度に指定期間が満了となるため、運営方法を決定するとともに、高齢化や重度化に対応した機能拡充を検討します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【大泉福祉作業所】 民営化 生活介護事業の開始	協議	開始	—
【北町福祉作業所】 民営化に向けた協議	協議	協議	協議
【貫井福祉工房】 民営化に向けた協議	運営方法の決定 協議	協議	協議
【白百合福祉作業所】 運営方法の決定	検討	検討	決定
【かたくり福祉作業所】 運営方法の決定	検討	検討	決定

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

③ こども発達支援センター

こども発達支援センターは、相談事業、通所訓練事業、訪問事業を業務委託しています。

令和4年度から新たに実施する障害児一時預かり支援事業を委託します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
業務委託の拡大 (障害児一時預かり支援事業)	決定	拡大	実施

事業実施課：福祉部 障害者サービス調整担当課

④ 障害者グループホーム

区立障害者グループホーム2施設は、指定管理者が運営しています。

大泉つつじ荘は、併設している大泉福祉作業所の民営化にあわせて、現在の指定管理者を運営主体として令和4年度に民営化します。民営化を見据え、令和3年10月からニーズが高い「重度障害者グループホーム」に転換しました。

民営化にあたっては、これまで区立施設で提供してきたサービス水準を維持・向上し、運営の安定性・継続性を確保するため、土地・建物は無償貸付します。

しらゆり荘は、令和5年度に指定期間が満了となるため、運営方法を決定します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【大泉つつじ荘】 民営化	協議	開始	—
【しらゆり荘】 運営方法の決定	検討	検討	決定

事業実施課：福祉部 障害者施策推進課

(4) 清掃関連施設

① 清掃事務所

可・不燃ごみの収集作業の一部を業務委託しています。
収集作業の業務委託を順次拡大していきます。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
業務委託の拡大	可・不燃ごみ収集 作業(28組)委託	拡大 (4組)	検討

事業実施課：環境部 清掃リサイクル課

② 資源循環センター

資源循環センターの管理・運営は、環境まちづくり公社に業務委託しています。

資源循環センターを増築し、令和4年度から不燃ごみの資源化に向けた選別作業を新たに業務委託します。これに伴い、粗大ごみ関連事業および容器包装プラスチック関連事業等の委託事業を見直し、効率的かつ安定的な事業執行体制を構築します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
業務委託の拡大 (不燃ごみ選別作業)	決定	拡大	実施
効率的かつ安定的な事業執行体制を構築	検討	実施	実施

事業実施課：環境部 清掃リサイクル課

(5) 教育施設

① 学校調理業務

全小学校65校・全中学校33校のうち、87校で業務委託を行っています。
調理の業務委託を順次拡大していきます。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
業務委託の拡大 (学校調理)	87校 (直営11校)	2校	拡大

事業実施課：教育振興部 教育総務課、保健給食課

② 学校用務業務

全小学校65校・全中学校33校のうち、79校で業務委託を行っています。
用務の業務委託を順次拡大していきます。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
業務委託の拡大 (学校用務)	79校 (直営19校)	4校	拡大

事業実施課：教育振興部 教育総務課

(6) 文化・生涯学習施設

① 図書館

区立図書館12館のうち、10館は指定管理者が運営しています。残る2館は一部業務を委託しています。

練馬図書館は施設の改修後、指定管理者制度の導入を予定していましたが、改修のスケジュールを見直したため、導入時期を調整します。

5年度目標	3年度末 (見込み)	2か年計画	
		4年度	5年度
【練馬図書館】 指定管理者制度導入時期の調整	調整	調整	調整

事業実施課：教育振興部 光が丘図書館

練馬区公共施設等総合管理計画〔実施計画〕

令和4年度(2022年度)・5年度(2023年度)

令和4年(2022年)3月

発行 練馬区 企画部 企画課

住所 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所 本庁舎6階

電話 (03)3993-1111(代表)

FAX (03)3993-1195

練馬区ホームページ <https://www.city.nerima.tokyo.jp>